

## やまなし未来農業応援事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、本県農業の更なる発展を図るため、やまなし未来農業応援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、実施要領第4条の事業実施主体（以下、「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 知事は、実施要領に基づいて事業実施主体が実施する事業に要する経費に対し市町村に交付するものとし、事業実施主体、事業種目、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体の場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体の場合にあっては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して指示を受け

なければならない。

(4) 事業実施主体は、この事業により取得した財産等について管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(5) 市町村長は、事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行するために必要な条件を付さなければならない。

#### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金概算払により交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第7条 市町村長は、補助事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第7号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市長村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れ消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

#### (処分の制限)

第9条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）」を準用して定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、補助金交付の目的を鑑み、財産処分制限期間は、最低5年とする。

2 市町村長は、事業実施主体が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合には、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。なお、交付した補助金のうち残存価格に相当する分を返還させる場合には、第1項で定めた財産処分制限期間の残存年数及び取得財産等の残存耐用年数を勘案して定めるものとする。

#### （書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

#### （書類の提出）

第11条 本要綱に基づく書類について、市町村長は、当該市町村を所管する農務事務所に提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金交付要綱（令和元年7月30日制定）については、令和3年3月31日に廃止する。ただし、未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱廃止後もなおその効力を有する。
- 3 やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱（平成27年7月24日制定、平成元年7月30日廃止）に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。
- 4 やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日制定、平成27年7月24日廃止）に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。
- 5 旬のやまなし・地産地消支援事業費補助金交付要綱（平成15年7月18日制定、平成20年4月1日廃止）に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和4年6月21日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助金交付要綱・別表

事業実施主体	事業種目	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 農業協同組合 2 農業者等の組織する団体 3 新規就農者及び指導農業者等が組織する農業者集団 4 農業法人 5 その他知事が適当と認める団体等	1 CO <sub>2</sub> の削減に向けた取り組み	○ 地球温暖化対策につながる、農業分野での脱炭素化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費	補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の1/2以内。	1 事業実施主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助金額の増、又は20%を超える減 4 総事業費の20%を超える増減 5 設置場所、施工箇所の変更 6 主要工事内容の変更又は機械等の主要な仕様の変更 7 その他知事が重要な変更と認めるもの
	2 気候変動への対応に向けた取り組み	○ 気候変動の影響に対応するために必要な機械、設備等の整備に係る経費		
	3 スマート農業の導入に向けた取り組み	○ スマート農業等を導入し、農業生産の効率化・低コスト化、農産物の高付加価値化・高品質化を進めるために必要な機械、設備等の整備に係る経費		
	4 その他知事が必要と認める取り組み	○ 上記とは別に知事が必要と認めた機械、設備等の整備に係る経費		

様式第1号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、やまなし未来農業応援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金交付を申請します。

1 事業種目

2 補助金交付申請（又は決定）額

円

3 事業の目的

4 事業の計画（又は実績）

事業実施主体	事業内容等			施工箇所 又は 設置場所
	整備内容	構造・能力等	事業量	

施工計画（又は実績）※			事業費	県費 補助額	備考
着工予定年月 (着工年月日)	竣工予定年月 (竣工年月日)	施工方法			
			(円)	(円)	

※施工計画（実績）については、建物の新築及び改築、基礎工事、電気工事及び配管工事等を伴う機器の設置を行う事業に限り記入を行う。

5 経費の配分

補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費) (A) + (B) + (C)	補助対象事業費	負担区分			積算の 基礎
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	

6 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

令和 年 月 日

7 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

8 交付決定前着手届における着手予定日（事前着手届を提出している場合のみ記載）

令和 年 月 日（令和 年 月 日付け第〇〇号）

9 補助金の支払いの方法（実績報告の場合のみ記載）

支払い方法 口座振替  
 金融機関名  
 支 店 名  
 預 金 種 別  
 口 座 名 義  
 口 座 番 号

10 添付書類（実績報告の場合のみ記載）

整備した機器等の写真  
 見積書  
 補助事業に係る経費の支払及び内訳が分かる書類の写し（納品書、請求書、領収書）  
 保険証書の写し  
 支出命令伝票の写し  
 財産管理台帳  
 管理運営規程 等

※様式第7号 実績報告書に添付する際は、カッコ内の語句を記載すること。



市町村長 殿

山梨県知事 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあったやまなし未来農業応援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業種目及び内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、様式第3号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助金額の20%を超えない減額
    - イ 総事業費の20%を超えない増額、減額
    - ウ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、様式第4号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金を他の用途に使用したとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、規則第17条第1項に基づいた加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、規則第17条第3項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿、証拠書類及び取得財産等は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管及び管理しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、その期間は次のとおりとする。

処分を制限する財産の名称等		保管 (財産処分) 期間 (年)
施設 備等 分 類	財産の名称、構造等	

※9のただし書き及び「処分を制限する財産の名称等」の表は、財産処分制限期間が5年の場合は記載不要。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来農業応援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と、変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。]

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来農業応援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由（※できるだけ具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

財 産 管 理 台 帳

市町村名	事業実施年度			令和 年度		補助金名	やまなし未来農業応援事業費補助金							
事業内容				工期又は取得日		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 (取得) 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							県費	市町村費	その他					
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来農業応援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
(円)	(円)	(円)	(円)	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 \_\_\_\_\_

本店 ・ 支店 (支店名 \_\_\_\_\_)

預金種別 \_\_\_\_\_ 当 座 ・ 普 通 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 No. \_\_\_\_\_

様式第7号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来農業応援事業費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

補助金の額 円

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

- ・軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第8号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金の  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし未来農業応援事業費補助金  
について、同補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額 (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。



様式第9号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金財産処分承認申請書

令和〇〇年度やまなし未来農業応援事業費補助金により〇〇〇〇（事業実施主体名を記載）が取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなし未来農業応援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
  - ・財産管理台帳
  - ・その他知事が必要と認める書類